平成２２年（フ）第４７号
山梨県甲府市大里町432―１　フィールドストーン206号室、住民票上の住所山梨県甲府市蓬沢町1028番地２
破産者　原　　明彦
１　決定年月日　平成22年９月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１７２号
神奈川県横浜市神奈川区神大寺２―９　南神大寺14号棟1306、住民票上の住所滋賀県草津市野路６丁目５番10号
破産者　井口　　徹
１　決定年月日　平成22年９月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２５１号
大津市黒津２丁目３番７号
破産者　河村　良嗣
１　決定年月日　平成22年９月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５７２号
和歌山県橋本市学文路193番地の17
破産者　松山　隆至
１　決定年月日　平成22年９月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第５７３号
和歌山県橋本市学文路193番地の17
破産者　エミ美容室こと　松山せつ子
１　決定年月日　平成22年９月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第７０号
和歌山県岩出市根来1328番地
破産者　亀田　玲子
１　決定年月日　平成22年９月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第１２８号
和歌山市加太14番地の116
破産者　古田　幸子
１　決定年月日　平成22年９月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第１３０号
和歌山県岩出市中島581番地の３　Ｂ棟、開始決定時の住所和歌山市片岡町１丁目１番地
破産者　紀淡木材こと　清水　　滿
１　決定年月日　平成22年９月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第１９６号
和歌山県紀の川市東大井417番地４
破産者　藤永　　学
１　決定年月日　平成22年９月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第２７２号
和歌山県岩出市高塚27―１セトレ岩出107号、住民票上の住所和歌山県紀の川市貴志川町井ノ口1010番地24
破産者　スポーツクラブスピリッツこと　加藤　正起
１　決定年月日　平成22年９月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第２７７号
和歌山県紀の川市桃山町元765番地10
破産者　山入　裕史（旧姓中部）
１　決定年月日　平成22年９月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第３０４号
和歌山県海南市阪井480番地
破産者　阪東　　仁
１　決定年月日　平成22年９月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第３１７号
和歌山県岩出市中黒159番地の12
破産者　小田　隆一
１　決定年月日　平成22年９月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第３２３号
和歌山県海南市小野田272番地31
破産者　濵田　敬子
１　決定年月日　平成22年９月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第３５８号
和歌山県海南市日方1070番地
破産者　橋本　貴史
１　決定年月日　平成22年９月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２０年（フ）第１９７８号
広島県東広島市西条西本町３番17―105号グロウブ西本町
破産者　徳長　恵子
１　決定年月日　平成22年９月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第５７号
愛媛県喜多郡内子町知清433番地２
破産者　矢野　淳一
１　決定年月日　平成22年９月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所大洲支部

平成２２年（フ）第５８２号
北九州市八幡西区美吉野町２番２号
破産者　松本　吉広
１　決定年月日　平成22年９月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第２５５号
熊本市田迎４丁目２番８号　ピュアセゾン205号
破産者　久野　雄輝
１　決定年月日　平成22年９月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部